

下松市建設工事に係る最低制限価格に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下松市が発注する建設工事の請負の契約締結に当たり、極端な低価格による受注を防止するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項及び下松市契約規則（平成27年下松市規則第7号）第14条の規定に基づき、最低制限価格制度の入札の適正かつ円滑な執行及び履行の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 最低制限価格制度 競争入札に請負契約を締結しようとする場合において、予定価格以下の価格で第4条に規定する最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。
- (2) 直接工事費 工事目的物をつくるために直接必要とする費用をいう。
- (3) 共通仮設費 各工事種目に共通の仮設に要する費用をいう。
- (4) 現場管理費 工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用をいう。
- (5) 一般管理費 工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用をいう。
- (6) 機器単体費 空調機器、発電機その他の機器の製作工場等において機能及び性能の確認（品質証明等を含む。）がなされ、かつ施工現場等において加工等を必要としない機器を調達するのに要する費用をいう。

(対象工事)

第3条 この要領の対象となる工事は、競争入札に付する工事で、次に掲げるものを除いたものとする。

- (1) 土木系工事のうち、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事
- (2) 営繕系工事のうち、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事であって、直接工事費に占める機器単体費の割合が10分の3以上の工事
- (3) 土木系工事又は営繕系工事のうち解体工事
- (4) 総合評価競争入札により執行する建設工事
(最低制限価格算定調書の作成)

第4条 最低制限価格の設定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 土木系工事 予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費の7/10」（各費目に所定の率を乗じて小数点以下を切り捨てた額）を次の①、②のとおり切り上げた価格とする。

- ① 1,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げた価格とする。
- ② 100万円以上1,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げた価格とする。

(2) 営繕系工事 予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費の7/10」(各費目に所定の率を乗じて小数点以下を切り捨てた額)を前号の①、②のとおり切り上げた価格とする。

(3) 前号の直接工事費の額は、第2条第2号の直接工事費から現場管理費相当額を減じて得た額とし、前号の現場管理費の額は、第2条第4号の現場管理費に直接工事費から減じて得た現場管理費相当額を加えた額とする。この場合において、現場管理費相当額は、次のア、イに定めるところによる。

ア イを除く営繕系工事

直接工事費に10分の1を乗じて得た額(小数点以下を切り捨てた額)

イ 営繕系工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費に10分の2を乗じて得た額(小数点以下を切り捨てた額)

2 前項の最低制限価格を決定したときは、最低制限価格算定調書(別記第1号様式又は別記第2号様式)の記載欄の下に、最低制限価格を記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 前条の規定により最低制限価格を設定したときは、入札公告又は指名競争入札通知書において、次の掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
- (2) 最低制限価格を下回った入札を行った者は、落札者とならないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項
(落札者の決定等)

第6条 第4条の規定により最低制限価格を設定したときは、この価格を下回る入札は、当該契約内容に適合した履行がされないもの又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すものとみなし、不落札とし、予定価格以下の価格で最低制限価格以上の価格をもって応札した者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。この場合において、最低の価格をもって申込みをした者が2者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知をする工事から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知をす

る工事から適用する。

別記第1号様式（第4条関係）

最低制限価格算定調書

土木系工事(土木等一般工事)

1. 工 事 名

2. 設 計 金 額 (税 抜 き)

| | |
|--|---|
| | 円 |
|--|---|

3. 予 定 価 格

| | |
|--|---|
| | 円 |
|--|---|

4. 最低制限価格の算出基礎額

| | |
|---------------------------------|---|
| ① 直接工事費 ()の10/10 | 円 |
| ② 共通仮設費 (小数点以下切り捨て) ()の9/10 | 円 |
| ③ 現場管理費 (小数点以下切り捨て) ()の9/10 | 円 |
| ④ 一般管理費 (小数点以下切り捨て) ()の7/10 | 円 |
| ⑤ 最低制限価格の算出基礎額 (①+②+③+④) | 円 |

5. 最 低 制 限 価 格 (最低制限価格の算出基礎額×100%)

(機械設備工事と電気設備工事及び解体工事には不適用)

⑤が1千万円以上の場合は10万円未満を切り上げ

⑤が1百万円以上1千万円未満の場合は1万円未満を切り上げ

| | |
|--|---|
| | 円 |
|--|---|

最低制限価格算定調書

営繕系工事(建築工事)

1. 工 事 名

2. 設 計 金 額 (税 抜 き) 円

3. 予 定 価 格 円

4. 設 計 図 書 上 の 直 接 工 事 費 (α) 円

機械設備工事と電気設備工事の場合入力
(設計図書上の直接工事費のうち機器単体費※) 円

※ 機器単体費とは、「当該機器の製作工場において機能や性能の確認(品質証明等を含む)がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。

(設計図書上の直接工事費のうち機器単体費の割合) %

5. 設 計 図 書 上 の 現 場 管 理 費 (β) 円

現 場 管 理 費 相 当 額

| | |
|---|------------------------|
| ア ・イを除く営繕系工事 | 設計図書上の直接工事費に10分の1を乗じた額 |
| イ ・営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 | 設計図書上の直接工事費に10分の2を乗じた額 |
| (小数点以下切り捨て) (γ) | 円 |

6. 最低制限価格の算出基礎額

| | |
|---|---|
| ① 直接工事費 $(\alpha) - (\gamma)$ (円)の10/10 | 円 |
| ② 共通仮設費 (小数点以下切り捨て) (円)の9/10 | 円 |
| ③ 現場管理費 $(\beta) + (\gamma)$ (小数点以下切り捨て) (円)の9/10 | 円 |
| ④ 一般管理費 (小数点以下切り捨て) (円)の7/10 | 円 |
| ⑤ 最低制限価格の算出基礎額 (①+②+③+④) | 円 |

7. 最 低 制 限 価 格 (最低制限価格の算出基礎額×100%)

(機械設備工事と電気設備工事で設計図書上の直接工事費に占める機器単体費の割合が30%以上のもの及び解体工事には不適用)

⑤が1千万円以上の場合は10万円未満を切り上げ

⑤が1百万円以上1千万円未満の場合は1万円未満を切り上げ

円